

都市再生整備計画

しんじゆくえきしゆうへん
新宿駅周辺地区

とうきょうと しんじゆくく
東京都 新宿区

令和3年4月

事業名	確認
都市構造再編集支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input checked="" type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	東京都	市町村名	新宿区	地区名	新宿駅周辺地区	面積	110 ha
計画期間	令和 3 年度 ~ 令和 7 年度	交付期間	令和 年度 ~ 令和 年度				

目標 大目標 まちの回遊性の向上と賑わいの創出 小目標 まちの賑わいを創出する道路空間の充実

目標設定の根拠 まちづくりの経緯及び現況 <ul style="list-style-type: none"> ●特別区道11-70(新宿三丁目モア4番街)については、平成24年度から都市再生特別措置法に基づき食事施設、広告塔を新たに設け、歩きたくなる歩行者空間の充実を図っている。 ●平成27年度に概ね20年後の新宿駅周辺地域のまちの将来像とその戦略を示す「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」を策定した。 ●更新期を迎えた駅ビルの建替えを契機として、誰にとっても優しい「新宿グランドターミナル」とするため、駅、駅前広場、駅ビル等を一体的に再編整備することとし、東京都と新宿区は、平成30年3月に「新宿の拠点再整備方針～新宿グランドターミナルの一体的な再編～」を策定した。 ●歌舞伎町地区はTMO等を創設し、官民協働で安心安全なまちづくりにこれまで取り組んできている。 ●新宿通りについては、交通流入を抑制し、安心してゆったりと散歩できるような歩行者空間を生み出すため、モール化を検討している。 ●新宿駅東西自由通路が令和2年7月に開通したことにより、歩行者の回遊性及び来街者の利便性が向上することが期待される。令和5年度の完了を目指し、引き続き工事を実施している。 ●新宿駅及びその周辺において、案内サインの充実や鉄道等の乗換えルートのバリアフリー化など、利用者視点に立った利便性向上に向け、新宿ターミナル協議会を設置し、多様な関係者が連携して取り組んでいる。

課題 <ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺は歩行者交通が多く、歩道上に放置自転車等が多数あり、歩行者の通行を阻害しているだけでなく、景観・防災上も問題がある。 ・歌舞伎町地区では治安の問題や美観を損なうゴミ、看板や違法駐車が多い状況である。 ・新宿駅周辺では、鉄道等乗換えルートのバリアフリー化が図られていない箇所がある。
将来ビジョン(中長期) <ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街等との連携により、オープンカフェやイベントの開催等、まちの活性化と魅力向上を図るための道路空間の多様な活用方法について検討し、まちの賑わいを創出する。 ・「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン」(平成27年度策定)において、新宿駅直近地区と新宿中央公園、新宿御苑を繋ぐ東西を、賑わい交流の軸として整備するとともに、駅直近地区は、駅東西の個性ある地区を繋ぐ拠点として新宿の顔となる空間、回遊動線の形成を図っていく。 ・新宿駅直近地区は、2040年代を見据え、駅、駅前広場、駅ビル等有機的に一体化した次世代のターミナルへと再編し、誰にとっても優しい空間がまちとつながり、様々な目的を持って訪れる人々の多様な活動にあふれ、交流・連携・挑戦が生まれる場所とする。

目標を定量化する指標						
指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値
						目標年度
まちの賑わいの創出	人	オープンカフェを利用する年間利用者数	オープンカフェを実施することにより、小休憩のできる滞留空間を形成し、まちの賑わいの創出を図る。	125,000	元	140,000

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・まちの賑わいを創出する道路空間の充実 <p>特別区道11-70(新宿三丁目モア4番街)において、都市再生特別措置法に基づき食事施設、広告塔を設け、歩きたくなる歩行者空間の充実を図る。</p>	<p>【協定制度等】 道路占用許可の特例を活用する。 ・特別区道11-70(新宿三丁目モア4番街)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅東西の歩行者回遊性と鉄道等乗換えルートの利便性向上 <p>新宿駅東西自由通路の整備とともに、駅及びその周辺における鉄道等乗換えルートをバリアフリー化することで、歩行者の回遊性及び利用者の利便性向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅東西自由通路の整備 ・鉄道等乗換えルートにおけるエレベーター設置等のバリアフリー施設の整備
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区道11-70(新宿三丁目モア4番街)において、都市再生特別措置法施行令第16条第1項第1号及び第2号に規定する広告塔、食事施設等を設ける。 ・東西自由通路をはじめ、新宿駅周辺地区ターミナルにおける回遊性・利便性機能向上を図る事業に関しては、新宿駅周辺地区都市再生協議会を通じて推進する。 	

様式3 目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項

交付対象事業費	0	交付限度額		国費率	#DIV/0!
---------	---	-------	--	-----	---------

(金額の単位は百万円)

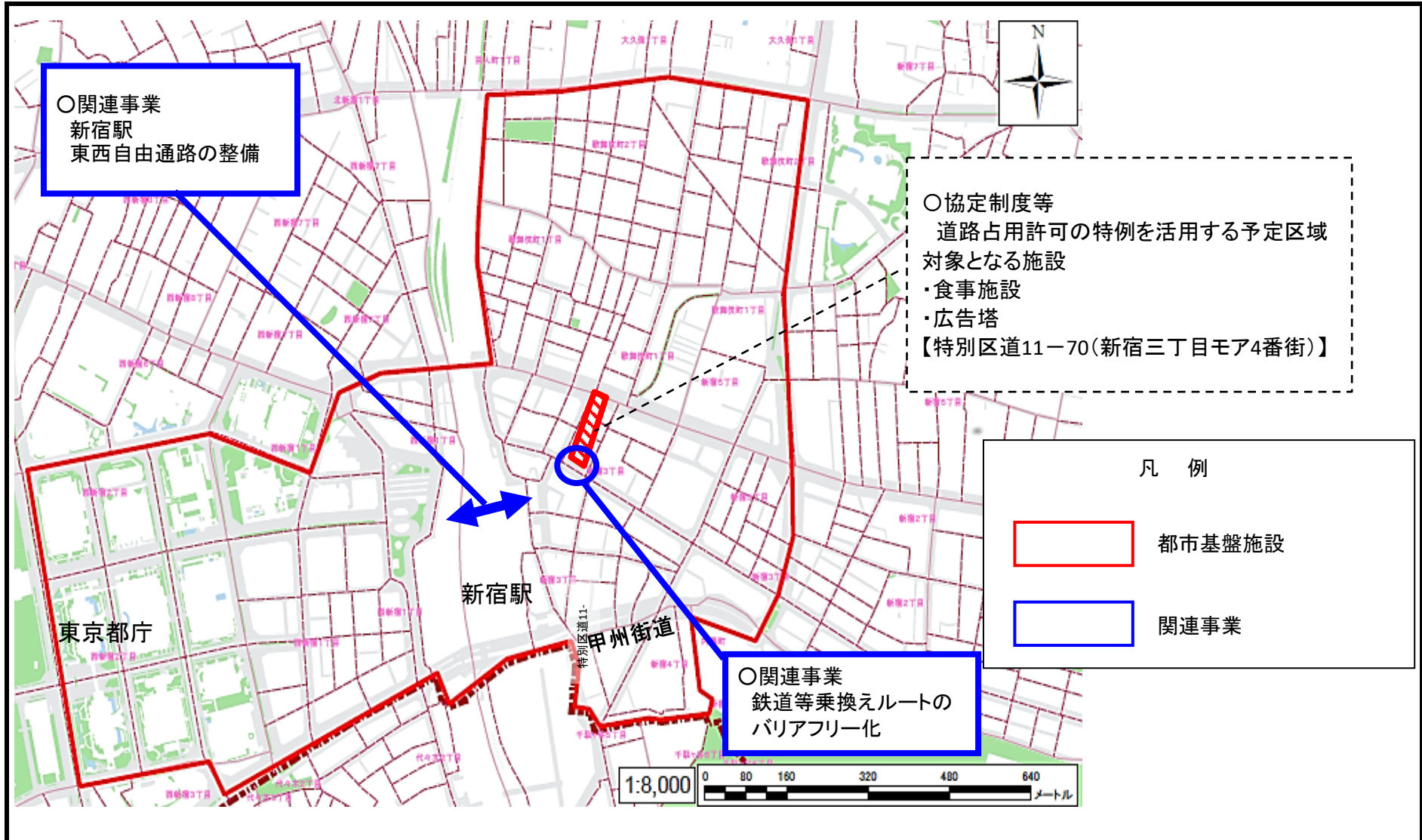
基幹事業		事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費		
事業	細項目					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						開始年度	終了年度
道路																
公園																
古都及び緑地保全事業																
河川																
下水道																
駐車場有効利用システム																
地域生活基盤施設																
高質空間形成施設																
高次都市施設																
中心拠点誘導施設																
生活拠点誘導施設																
既存建造物活用事業(中心拠点誘導施設)																
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
地区再開発事業																
バリアフリー環境整備事業																
優良建築物等整備事業																
住宅市街地総合整備事業	拠点開発型															
	沿道等整備型															
	密集住宅市街地整備型															
	耐震改修促進型															
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
合計										0	0	0	0	0		

提案事業(継続地区の場合のみ記載)		事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費		
事業	細項目					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						開始年度	終了年度
地域創造支援事業																
事業活用調査																
まちづくり活動推進事業																
合計										0	0	0	0	0		

(参考)関連事業		事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
事業						直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
新宿駅東西自由通路整備事業			協議会	国交省	100m		○			3	5	
バリアフリー交通施設整備事業			協議会	国交省			○			3	7	
合計												0

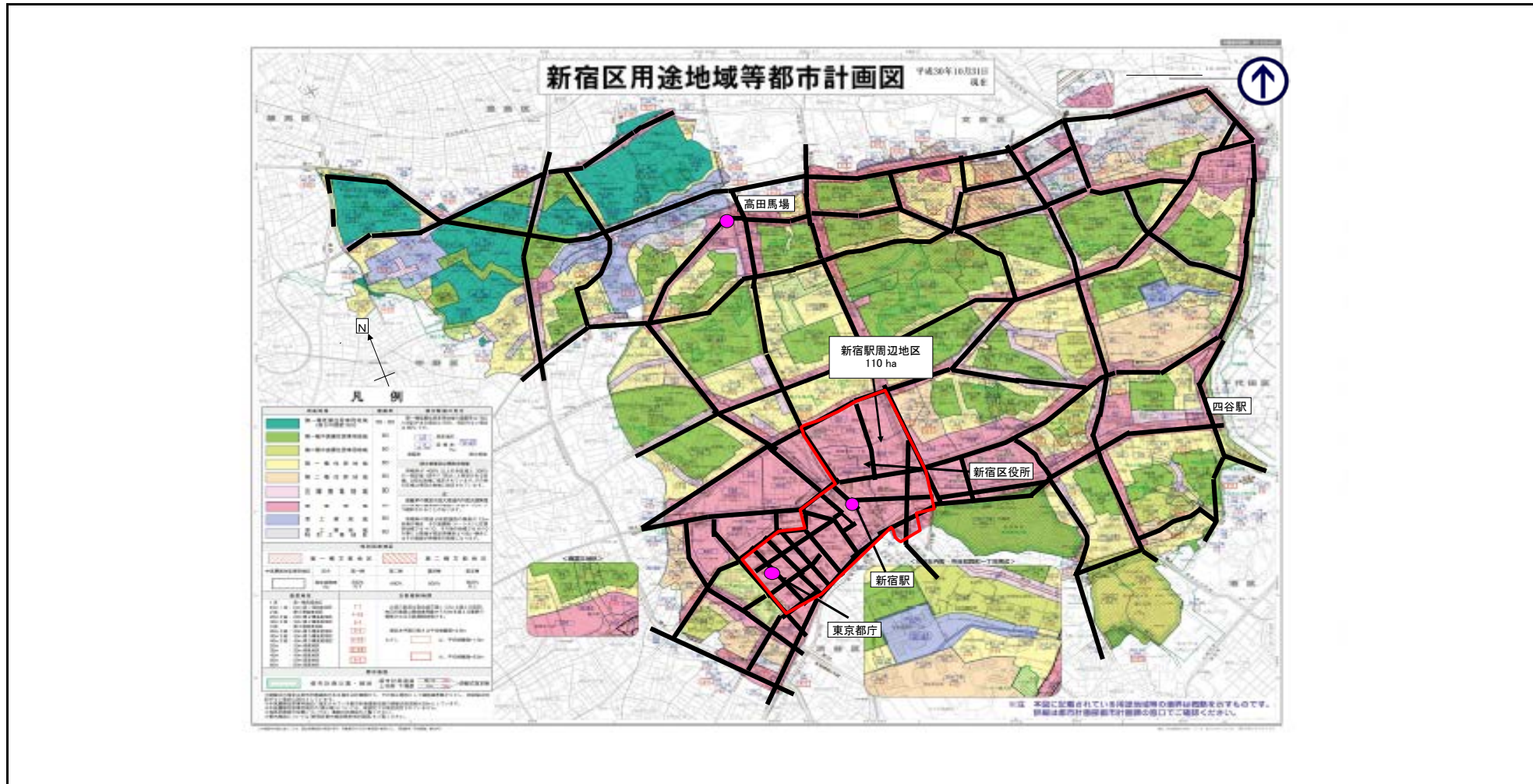
合計(A+B) 0

新宿駅周辺地区(東京都新宿区) 事業概要図



位置図

新宿駅周辺地区(東京都新宿区)	面積	110 ha	区域	新宿三丁目の一部、新宿四丁目の一部、歌舞伎町一丁目の一部
-----------------	----	--------	----	------------------------------



協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

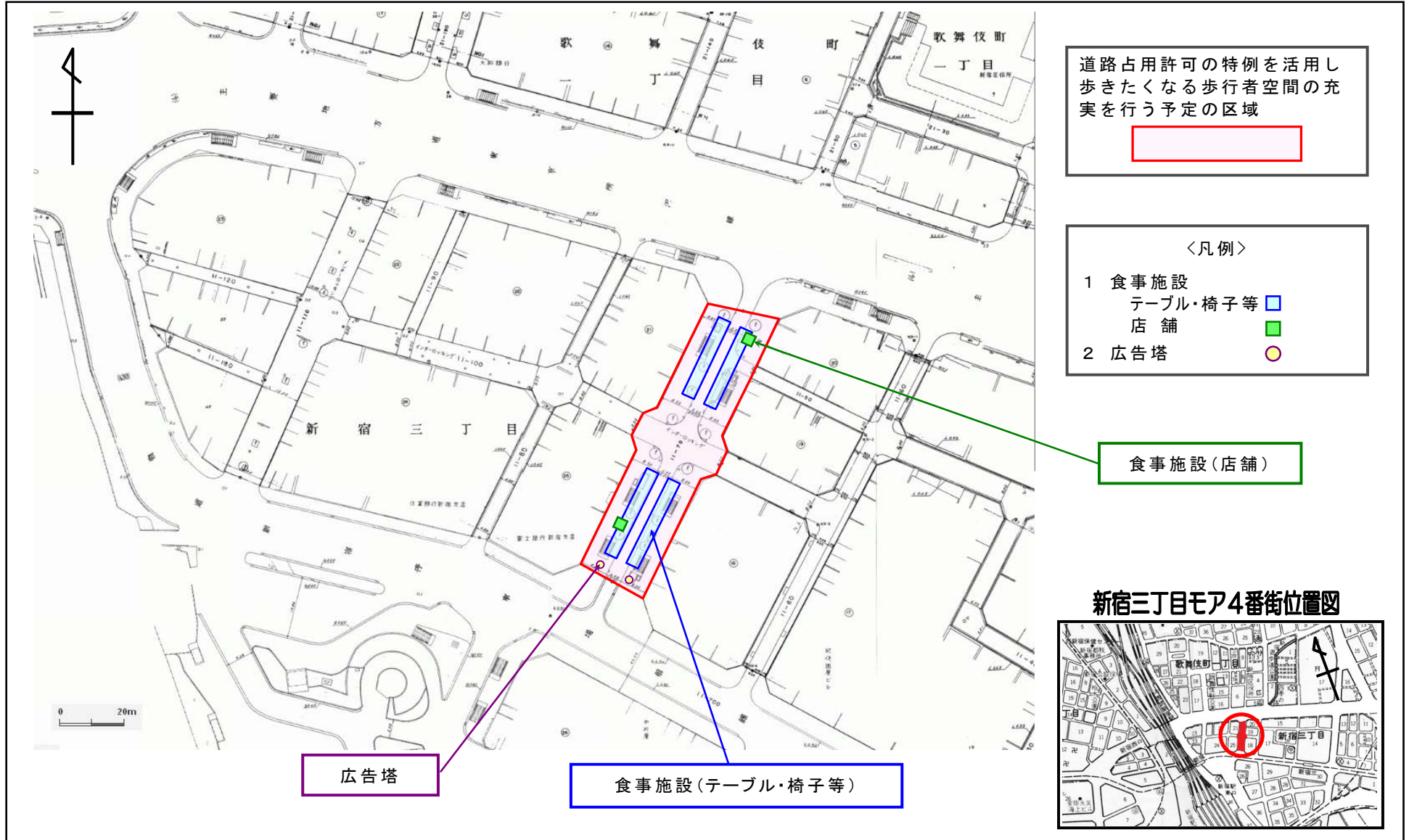
事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度			
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)
1	<p>●常設オープンカフェ(食事施設)の設置による賑わいの創出 オープンカフェを設置して、適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。</p>	<p>小休憩のできる滞留空間を形成し、まちの賑わいを創出する。</p>	R3~R7	・地元商店街振興組合等	○			
2	<p>●地域ルールに則った広告の設置により良好な景観の形成 地域ルールに則った広告の設置により、統一感のある街並み、良好な景観を形成し、風致を維持していく。</p>	<p>良好な景観を形成し、歩行者の回遊性を高める。</p>	R3~R7	・地元商店街振興組合等	○			

制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画		
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
1 食事施設(常設オープンカフェ・椅子等)	路線名:特別区道11-70(モア4番街) 場 所:モア4番街歩道部及び車道の一部 (新宿3丁目25番先から20番先)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事施設周辺の清掃を実施する。 ・ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・店舗周辺の歩道部分に違法駐輪、バイクが増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る。 ・道路の周辺パトロールなどに協力する。
2 広告塔	路線名:特別区道11-70(モア4番街の)歩道部 場 所:モア4番街の歩道部 (新宿3丁目25番先から20番先)	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔周辺の清掃、広告塔を設置する周辺の花壇の手入れを実施し、良好な景観を保つ。

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

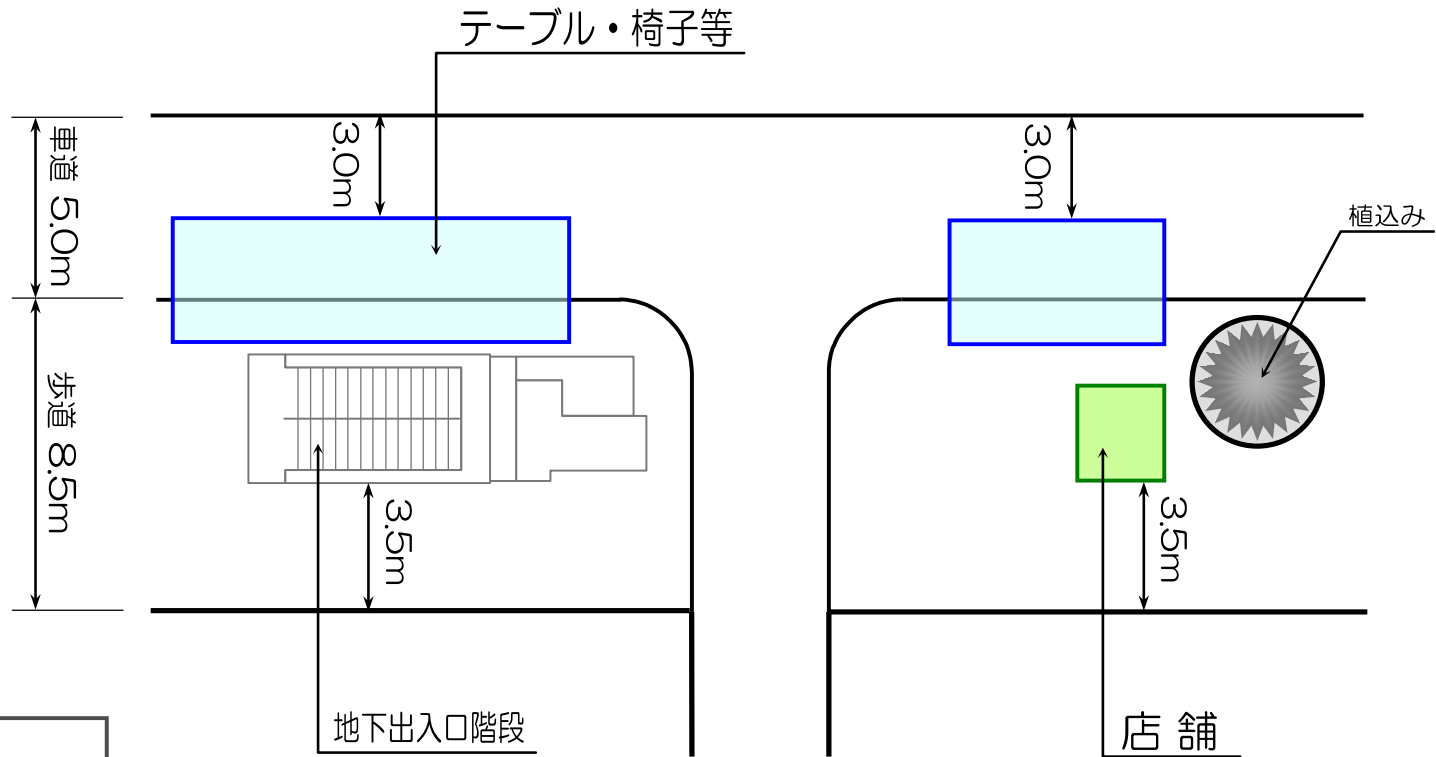
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細【道路占用許可基準の特例：食事施設】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1 食事施設 (テーブル・椅子・店舗等)



<凡例>

道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

テーブル・椅子等 □

店舗 ■

制度別詳細【道路占用許可基準の特例 : 広告板】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2 広告塔

広告塔イメージ



<凡例>
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域
広告塔 